

お知らせ

～兵庫県受動喫煙の防止等に関する
条例が改正されました～

2020年4月より

ゴルフ場は原則

敷地内禁煙（電子タバコ含む）

喫煙者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解
とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※喫煙可能場所について

- ・OUTティーイングエリア左後方の灰皿設置場所
- ・レストラン北側テラスの灰皿設置場所
- ・各ホール ティーイングエリアの灰皿設置場所

尚、カートには消火を目的として灰皿を設置して
おりますが、受動喫煙防止とコース保護を考慮
し、走行中の喫煙は固く禁止しております。

千刈カンツリー倶楽部